二　最終事業年度に係る貸借対照表につき当該特定承継会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を講じている場合　同項に規定する信用農水産業協同組合連合会（以下同じ。）（清算組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の三又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十二条第五項において準用する同法第百条第五項において準用する同法第七十七条において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百七十五条（第三号を除く。）の規定により清算する信用農水産業協同組合連合会をいう。次号及び第四号において同じ。）を除く。）についての次に掲げる事項	第五条の三第二号
二　特定承継会社（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項 イ　最終事業年度に係る計算書類等（会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類及び事業報告並びに監査報告及び会計監査報告をいう。）（最終事業年度が清算法務省令第十三号）第六編第二章の規定による最終事年度に係る貸借対照表の要旨の内容 ロ　最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該特定承継会社の成立の日）における貸借対照表）の内容 ハ　最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該特定承継会社の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第十二条の二第一項第二号ロに掲げる日（以下この条において「合併契約備置開始日」という。）後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）	二　信用農水産業協同組合連合会（法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。）（清算組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の三又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十二条第五項において準用する同法第百条第五項において準用する同法第七十七条において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百七十五条（第三号を除く。）の規定により清算する信用農水産業協同組合連合会をいう。次号及び第四号において同じ。）を除く。）についての次に掲げる事項 イ　最終事業年度に係る決算関係書類（農業協同組合法第三十六条第七項及び水産業協同組合法第四十条第七項に規定する決算関係書類をいう。）（最終事業年度がない場合にあっては、当該信用農水産業協同組合連合会の成立の日における貸借対照表）の内容 ロ　最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該信用農水産業協同組合連合会の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の当該信用農水産業協同組合連合会の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第十二条の二第一項第二号ロに掲げる日（以下この条において「合併契約備置開始日」という。）後合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

	第五条の三第三号	信用農水産業協同組合連合会（清算組合に限る。）が第七十二条第一項又は水産業協同組合法第九十二条第五項若しくは同法第百条第五項において準用する同法第七十五条第一項
	第五条の四第四号	清算組合
	第六条第一項第二号	二　法第十条に規定する合併総会の議事録（法第九条の二第一項の規定により総会の承認を受けないで合併を行う農林中央金庫にあっては、同項の経営管理委員会の議事録）
（特定承継会社から農林中央金庫への事業の譲渡）		
第三十三条　法附則第三十一条第二項の規定により法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
第六条第二項	掲げる書類	掲げる書類（第十号に掲げるものを除く。）
（信託兼営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法施行規則の適用関係）		
第三十四条　法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
読み替えられる字句		読み替える字句
読み替える農林中央金庫法施行規則の規定		
第七十九条第一号		及び破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関
		、破綻金融機関の権利義務の全部又は一部を承継する金融機関及び経営困難特定承継会社（農林中央金庫及